

令和7年度予算における地方消費税収(引上げ分)の使い道について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、令和7年度予算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 145,800 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,475,166 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源				一般財源
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	285,383	211,950	0	1,001	17,000	55,432
	老人福祉事業	14,601	0	0	2,329	3,000	9,272
	児童福祉事業	746,775	525,759	0	1	50,000	171,015
	小計	1,046,759	737,709	0	3,331	70,000	235,719
保健衛生	予防接種事業	36,578	20	0	0	8,000	28,558
	小計	36,578	20	0	0	8,000	28,558
社会保険	国民健康保険事業	106,133	46,347	0	0	14,000	45,786
	後期高齢者医療事業	54,248	38,975	0	0	3,000	12,273
	介護保険事業	231,448	9,075	0	0	50,800	171,573
	小計	391,829	94,397	0	0	67,800	229,632
合計		1,475,166	832,126	0	3,331	145,800	493,909

令和7年7月8日
錦町長 森本 完一